

車検切れ救急自動車の運用について

このことについて、当消防本部の救急自動車を、車検の有効期限切れに気付かず運用していた事実が判明しましたので、下記のとおりご報告いたします

記

1 経緯

この救急自動車は、桜川消防署真壁分署配備の救急自動車で、令和8年1月4日（日）に自動車車検証を確認したところ、有効期限満了日を超過していることが判明したものです。直ちに、運用を停止して代替え救急自動車を手配し出場に備え、令和8年1月5日（月）に管轄警察署へ届出をいたしました。なお、車検切れ期間における事故等はありませんでした。

2 事案の概要

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| (1) 車検の有効期限満了日 | 令和7年12月3日（水） |
| (2) 車検切れ運用期間 | 令和7年12月4日（木）から令和8年1月4日（日）までの32日間 |
| (3) 出場件数 | 68件（緊急走行64件・搬送人員54人、その他の業務4件） |
| (4) 走行距離 | 1,743km |
| (5) 運転者総数 | 10名 |

3 原因について

担当者の車検手配の失念及び車検に関する事務手続きのチェック体制の機能不十分

4 再発防止等について

- (1) 車両毎日点検項目に、自動車車検証等の確認を追加
- (2) 消防本部・消防署でのダブルチェック体制の構築
- (3) 事務所内に車検日程表を張り出すなど、車両ごとの車検満了日の可視化

5 コメント

このたび、消防本部が所有する救急自動車について、車検有効期間が満了していたにも関わらず運用していたことは、誠に遺憾であり、住民の皆さまの信頼を失うこととなりましたことを大変重く受け止め、深くお詫び申し上げます。

このようなことを二度と起こすことがないよう、職員の管理監督の徹底に努め、法令遵守のための取り組みを一層強化し、住民の皆さまの信頼を回復できるよう努めてまいります。

（令和8年1月8日 消防長 高橋 誠一）